

川崎市水洗便所改造等資金融資あっせん要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の処理区域内及び当該処理区域に隣接する区域において、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者及び既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする者に対する資金の融資（以下「融資」という。）のあっせんについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号。以下「下水道条例」という。）及び川崎市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和36年川崎市条例第20号。以下「助成条例」という。）の例による。

(対象工事)

第3条 融資のあっせんの対象となる工事は、助成条例第2条に規定する助成の対象となる工事及び当該工事に併せて行う雨水の排水設備の工事その他の排水設備の工事とする。

(対象者)

第4条 融資のあっせんを申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 前条に規定する工事を実施すること。
- (2) 前条に規定する工事に係る建築物を所有し、又は当該工事について、当該所有者の同意を得ていること。
- (3) 連帯保証人を有すること。
- (4) 別表に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の融資条件に該当すること。

(連帯保証人)

第5条 前条第3号の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 原則として市内に居住していること。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める場合は、この限りでない。

(2) 取扱金融機関の融資条件に該当すること。

（融資あっせんの額）

第6条 融資のあっせんの額は、管理者が定める融資額算定基準により算出した額以内の額で900円単位とし、限度額は1設備当たり450,000円とする。ただし、1設備に要した費用から助成条例に基づき交付される助成金を差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、アパート、寮等において、大便器が2個以上ある場合は、1個を超える分に対し、それぞれ135,000円以内の額を加えることができる。ただし、最高限度額は、1,350,000円とする。

3 分流式公共下水道に雨水を排除するための工事については、第1項に規定する融資の額のほかに1建築物当たり90,000円以内の額を加えることができる。

4 第1項及び前項に規定する額は、管理者が特別の事由があると認めた場合に限り、増額することができる。

（融資あっせんの申請）

第7条 融資のあっせんを申請する者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造等資金融資あっせん申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、水洗便所改造等資金融資仮審査申込書（第2号様式）と共に管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 申請者及び連帯保証人の納税証明書、所得証明書又は資産証明書

(2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受ける共同住宅等においては、居住者全員の承認書又は同法第42条に基づく議事録の写し

(3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合は、水洗便所改造等資金融資仮審査申込書を、取扱金融機関に送付し、融資条件に該当するかを当該取扱金融機関に確認する。

(融資あっせんの承認)

第8条 管理者は、前条に規定する書類等によりその申請内容を審査し、融資のあっせんを承認したものについては、水洗便所改造等資金融資あっせん承認通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

2 融資のあっせんを承認しない場合は、水洗便所改造等資金融資あっせん不承認通知書（第4号様式）を当該申請者に通知するものとする。

(融資)

第9条 管理者は、融資のあっせんの対象工事が下水道条例第7条の規定による検査に合格したときは、融資のあっせんの対象となる金額を水洗便所改造等資金融資あっせん対象額通知書（第5号様式）により申請者に通知するとともに、取扱金融機関に水洗便所改造等資金融資あっせん書（第6号様式）を送付し、融資のあっせんをするものとする。

2 融資のあっせんを承認された申請者は、前項に規定する通知を受けたときは、取扱金融機関において契約締結に必要な関係書類を提出の上、融資の申込みを行うものとする。

3 管理者は融資に係る利子（第13条第2項に規定する利子を除く。）を、融資した取扱金融機関に全額補給する。

(返済等)

第10条 融資の返済は、融資を受けた月の翌月から36箇月間、毎月均等返済とする。ただし、繰上返済をすることができる。

2 水洗便所に改造し、又は排水設備を改造した建築物が火災その他の災害により、滅失又は損傷した場合には、融資を受けた者（以下「借受人」という。）の申請により、融資の返済期限を延長することができる。

3 融資の返済期限は、毎月6日とする。ただし、その日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

（融資状況の報告）

第11条 取扱金融機関は、当月中の融資の状況を翌月6営業日までに管理者に報告をするものとする。

（損失補償）

第12条 取扱金融機関が融資を行った借受人の債務の不履行により損失を受けたときは、本市が当該取扱金融機関との契約に基づき、その損失を補償するものとする。

（債権の譲受等）

第13条 前条の規定により損失を補償したときは、本市は速やかに取扱金融機関の借受人に対する債権を譲り受け、借受人及び連帯保証人に債務の履行を求めるものとする。

2 管理者は、借受人又は連帯保証人が履行期限までに債務の履行をしなかったときは、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、延滞利子（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該延滞利子の金額とする。）を併せて徴収する。ただし、当該延滞利子の金額が1,000円未満のとき、又は管理者が災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定による延滞利子の計算についての年当りの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(融資あっせんの取消し等)

第14条 管理者は、融資のあっせんの承認を受けた者、又は借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あっせんの承認を取り消し、又は既に融資した資金の回収について取扱金融機関と協議するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により融資のあっせん又は融資を受けたとき。

(2) 第3条に規定する工事に係る建築物を他人に譲渡し、又は使用しなくなったとき。

(3) 第9条第1項に規定する通知を受けた日から3箇月を経過してもなお所定の手続をしないとき。

(4) 融資を受けた資金を、この要綱に定める目的以外の目的に使用したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(届出の義務等)

第15条 借受人(第4号に該当する場合は、その相続人とする。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を管理者又は取扱金融機関に届け出なければならない。

(1) 借受人及び連帯保証人が住所又は氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したとき。

(2) 借受人及び連帯保証人が差押えを受け、又は破産したとき。

(3) 第3条に規定する工事に係る建築物を他人に譲渡し、転貸し、又は取り壊そうとするとき。

(4) 借受人が死亡したとき。

2 借受人は、保証人がその資格を失い、若しくは死亡したことにより新たに

保証人を定めようとするとき又は保証人を変更しようとするときは、届け出て取扱金融機関の承認を受けなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、下水道部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(川崎市水洗便所等設備資金融資要綱の廃止)

2 川崎市水洗便所等設備資金融資要綱（平成22年4月1日川上サ営第171号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

別表

取扱金融機関（本市内の本店及び支店に限る。）
株式会社横浜銀行
セレサ川崎農業協同組合
城南信用金庫
株式会社きらぼし銀行

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の川崎市水洗便所改造等資金融資あっせん要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。